

< 一般委託 >

返納物品処理委託仕様書

返納物品処理委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	返納物品の回収・処分
2	履行期間	契約締結の日から令和4年3月31日(土・日曜日、祝日、各施設の休館日を除く)
3	施行場所	西資材置場(横須賀市武3-22-1)、受託者の処理施設(横須賀市内)
4	業務内容	別紙、「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙、「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
7	資格要件	<p>・本業務履行については、下記の資格を有すること。</p> <p>(1)神奈川県または横須賀市産業廃棄物収集運搬業許可(「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)</p> <p>(2)横須賀市産業廃棄物処分業許可(「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)</p> <p>・監督員に連絡し、入札参加申請書提出期限までに施行場所(西資材置場)を現場確認すること。現場確認をしない場合は、入札に参加できない。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	<p>(1)災害防止について 物品回収作業する際は、安全に留意し、災害及び事故の発生防止に努めること。</p> <p>(2)緊急措置 万一事故が発生した時は、直ちに施設関係者、総務部会計課に連絡するとともに、必要な処置をとること。</p> <p>(3)損害賠償 受託者は、作業にあたり万一注意を怠ったことにより、第三者または建物等に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。</p> <p>この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p>
11	監督員 連絡先	総務部会計課 眞貝(しんかい) 電話046-822-8446

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託特記仕様書

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり定める。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託代金額は、次のとおりとする。

種類 : 金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等

数量 : 20 フィート海上コンテナ 4 台
産業廃棄物 4 トントラック 15 台分（予定）

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を以下のとおり提供する。

- ア 産業廃棄物の発生工程：庁内の物品処分により発生
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿：固形、バラ
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：特になし
- エ 混合等により生ずる支障：特になし
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：特になし
- カ その他取扱いの注意事項：特になし

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修

正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。この間に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1．乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2．甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第10条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

- 1．甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の

上、相互にこの契約を解除することができる。

2. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条(協議)

この契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第13条(契約期間)

この契約は、有効期間を契約締結日から令和4年3月31日までとする。